

別記様式第57（第41条関係）

表

<p>第 号 立入検査職員身分証明書</p> <p>職 名 氏 名 生年月日</p> <p>上記の者は、放射性同位元素等の規制に関する法律第43条の2第2項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付 原子力規制委員会 印</p>	<div style="text-align: center; margin: 50px 0;"><div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">写 真</div><div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px auto;">印</div></div>
--	--

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。

裏

<p style="text-align: center;">放射性同位元素等の規制に関する法律（抄）</p> <p>第43条の2（第1項略）</p> <p>2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第30条の2第1項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>十八 第43条の2第1項（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。）又は第2項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。